

【2018 年 3 月 23 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 147 号 ■

目次

【今号の内容】

- 雇用関係助成金の勧誘にご注意ください！
～ F A X による一方的な勧誘をされる情報が寄せられています～
- 「常用労働者が 301 人以上の企業は義務です！」
～ 「女性の活躍推進企業データベース」で、自社の女性の活躍状況を公表しましょう～

雇用関係助成金の勧誘にご注意ください！

～ F A X による一方的な勧誘をされる情報が寄せられています～

雇用関係助成金について、助成対象となるかどうかの診断や、受給額の無料査定を行うといった書面を一方的に事業主に送付（F A X）して、助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘には関わっていませんので、十分にご注意ください。

【雇用関係助成金のご案内はこちら】

事業主の方のための雇用関係助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

「常用労働者が 301 人以上の企業は義務です！」

～ 「女性の活躍推進企業データベース」で、自社の女性の活躍状況を公表しましょう～

「女性活躍推進法」では、常用労働者 301 人以上の企業に対して、以下の①～④を義務づけています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する情報の公表（採用に占める女性割合、育休取得率、女性管理職割合など）

【「女性の活躍推進企業データベース」をご利用ください】

「女性の活躍推進企業データベース」とは、企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したものです。このデータベースを活用することで、無料で自社の女性活躍の状況を公表したり、他社の状況を地域別、業種別、規模別に検索・閲覧することができます。

＜注意！＞

特に④の情報公表の内容については、年 1 回以上データを更新する必要があります。年 1 回以上のデータの更新がなされていない場合は、法違反となり、都道府県労働局の指導の対象となります。

人事異動で担当者が変わる場合は、情報更新についてもしっかりと引き継ぎをお願いします。

現在、このデータベースを利用している企業は 8,800 社以上あります。他にも、データベースを利用することで、優秀な人材の採用につながったり、消費者や投資家に対してイメージアップにつながるなどのメリットがあります。

登録がまだの企業は、ぜひこの機会にご登録ください。

【登録・更新はこちら】

女性の活躍推進企業データベース

<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

【女性活躍推進法について】

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-